

一般職員初任科実施要領について（例規）

平成 5 年 10 月 20 日
兵警教例規第 24 号

第 1 趣旨

この要領は、兵庫県警察教養規程（平成 20 年兵庫県警察本部訓令第 13 号。以下「教養規程」という。）第 13 条の規定により行う一般職員初任科の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 一般職員初任科の対象、期間等

1 対象

新たに採用した一般職員のうち、職員の給与等に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 42 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員を対象とする。

2 期間

教養期間は、4 週間とする。

3 身分及び居住先

一般職員初任科の期間中における身分は、兵庫県警察学校（以下「県学校」という。）に所属するものとし、居住先は県学校の学生寮とする。

第 3 教科内容等

1 教科内容

警察職員としての職責を自覚させるとともに、職務に必要な知識及び技能を修得させるため、訓育、一般教養、法学、警察実務、職務倫理、O A 教養、術科等の教育訓練を行うものとする。

2 授業計画

- (1) 兵庫県警察学校長（以下「学校長」という。）は、一般職員初任科の教授細目（教養規程第 20 条に規定する教授細目をいう。）に基づき、あらかじめ授業計画を策定するものとする。
- (2) 前記(1)の授業計画は、学生が警察職員としての資質を養い、知識及び技能を修得することが容易であるように、各科目の授業開始の時期、進度等を総合的に検討して定めなければならない。

第 4 教科外活動

- 1 一般職員初任科における教科外活動とは、起床から就寝までの時間帯から教科の時間帯を除いた時間帯における諸活動をいい、学生自治会活動、学級活動、クラブ活動及び寮生活を基本とする。
- 2 教科外活動は、自主性、良識及び情操を培い、体力及び気力の充実を図り、もって人間性豊かな人格形成及び警察職員としての資質を養成することを目的として行うものとする。

第 5 実施上の留意事項

- 1 学校長は、一般職員初任科の実施に当たっては、警察官の初任科生との合同授業、教科外活動の合同実施等、その交流に配慮すること。

2 学校長は、一般職員の資質及び能力を高めることが、警察業務の推進上極めて重要であることを認識し、効果的な教養に努めること。